

決 定

東京都調布市国領町4-

控 訴 人 **mrkono**

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 控 訴 人 国

代表者法務大臣 野 沢 太 三

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

- 1 控訴人の申立ての趣旨及び理由は、別紙のとおりであり、いわゆる追加判決の申立てをするものと解される。
- 2 しかしながら、民事訴訟法上、当事者は、判決に脱漏があることを理由に追加判決を申し立て、これに対し応答を求める法的地位を有しないというべきである。
なお、一件記録によるも、本件控訴裁判所が言い渡した本案判決に判決の脱漏がないことは明らかである。
- 3 そうすると、控訴人の本件申立ては不適法であるから、これを却下することとし、主文のとおり決定する。

平成16年3月29日

東京高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 青 柳 馨

裁判官 清 水 節

裁判官 沖 中 康 人

追加判決請求の申立

控訴人 mrkono

被控訴人 国

記

上記当事者間の御庁平成11年(ネ)第1029号損害賠償請求控訴事件において控訴人が主請求とし訴求した純然たる私的損害である赤根検事に宛てた内容証明郵便三通を送るのに要した費用金3,930円及び謝罪文一通について判断がなされてない。これは明らかな裁判の脱漏と思料される。

よって民事訴訟法第258条1項の規定により追加判決を求める。

平成13年 4月23日

上記申立人



〒182-0022

東京都調布市国領町4-

東京高等裁判所第三民事部 御中

0424-8



これは正本である。

平成16年3月29日

東京高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 三 村

